

○火薬類等の事務取扱いに関する訓令の制定について

(昭和41年12月27日例規第37号)

[沿革] 昭和53年5月例規第9号、57年3月第9号、58年6月第12号、平成3年2月第9号、7年12月第74号、9年8月第32号、13年4月第17号、15年2月第6号、16年3月第17号、令和4年3月第2号改正

このたびの火薬類等取締法の一部改正に伴い、法令の円滑な運用と事務処理の適正を期するため、火薬類等の事務取扱いに関する訓令（昭和41年12月奈良県警察本部訓令第17号）を制定したから、次の事項に留意し、事務処理に遺憾のないようにされたい。

記

第1 一般的留意事項

- 1 この訓令に基づいて署長が行う事務処理は、権限の委任ではなく奈良県公安委員会事務専決規程（昭和42年4月奈良県公安委員会規程第1号）第2条の規定に基づき、署長が公安委員会の名において行うものを規定したものであるから、取扱いを慎重にし、疑義のあるものについては生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）を經由して報告し、指揮を受けた上適正に処理すること。
- 2 この訓令が制定されたことにより、従来の火薬類取締法令に関する事務取扱規程（昭和36年4月本部訓令第4号。以下「旧規程」という。）は、廃止されることになったが、主な相違点は次のとおりである。
 - (1) 旧規程の名称を「火薬類等の事務取扱いに関する訓令」に改めたこと。
 - (2) 火薬類運搬証明書交付簿及び火薬類運搬証明書受払簿を廃止し、証明書交付原簿に統合したこと。
 - (3) 法改正により、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、消費の許可に関する取扱規定を設けたこと。

第2 逐条説明

1 第1条関係（趣旨）

この訓令の根拠法令及び目的を明らかにしたものである。

2 第2条関係（運搬証明書の交付）

運搬証明書（以下「証明書」という。）を交付する場合に必要な手続や、書類の作成等を明らかにしたものである。

- (1) 証明書の番号は、証明書交付原簿に基づいて記入し交付する。
- (2) 火薬類取締法（以下「法」という。）第19条第2項の指示は、運搬届書（以下「届書」という。）又は運搬計画表を訂正させることにより、目的を達する場合

は、あえて証明書に記載する必要はない。

3 第3条関係（運搬通知及び調査）

運搬通知及び調査についての必要事項を規定したものである。

4 第4条関係（運搬通知を受けたときの措置）

運搬通知を受けたときの生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）及び署長のとるべき措置について規定したものである。

5 第5条関係（通路に対する安全措置）

火薬類の運搬通路における安全確保の措置について規定したもので、火薬類の運搬車両の通行に際して、通路における安全を確保するため、雑踏その他交通事情等に応じて必要な交通整理、あるいは運搬車両の一時待避、う回路線の指示等、適切な処置を講じることを規定している。

6 第6条関係（証明書記載事項の変更）

証明書記載事項の変更届を受理したときの取扱いを規定したもので、訂正個所には必ず公安委員会印を押印し、訂正する余地のない場合は、新用紙に記載して交付する。荷送人の変更は、記載事項の変更ではなく、新規の届出として取扱うこと。

7 第7条関係（証明書の再交付）

証明書の交付を受けていた者が、証明書を亡失、盗難、滅失し再交付の申請をしてきた場合の取扱い手続きを規定したものである。

申請の理由が、盗難又は遺失等であるときは、申請書とともに当該届を出させること。

8 第8条関係（火薬類運搬中における届出に対する措置）

火薬類運搬中の者から証明書の記載内容の変更、証明書の紛失等の届出を受けた場合の取扱いについて規定したものである。

(1) 運搬中における証明書の記載事項の変更届について

変更届の内容が本県内にとどまらず、他府県に通知を必要とする場合、その他とくに必要とする場合は、証明書を発行した公安委員会に通知する。

県内の署長が証明書を発行した場合で、変更届の内容がその署管内にとどまらず、他署に通知を必要とする場合その他とくに必要と認める場合は、県内の証明書を発行した署長へ通知する。

(2) 運搬中の者から証明書紛失の届があったときは、当該届出の書類を提出させ、

かつ、証明書交付の事実については、訓令第3条の通知要領により照会のうえ確認することとしている。

9 第9条関係（証明書の返納）

証明書の返納を受けた場合の取扱い手続きを規定したものである。

10 第10条関係（譲渡許可申請の取扱い）

猟銃用火薬類の譲渡許可申請を受理した場合の取扱い手続きを規定したものである。

- (1) 「猟銃用火薬類」とは、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）第3条の2に定める拳銃等又は猟銃にもっぱら使用される実包又は無煙火薬並びに拳銃等、猟銃又は古式銃砲に使用し、使用されることを目的とする空包、銃用雷管又は黒色猟用火薬をいうのである。したがって、実包及び無煙火薬は、製造業者及び銃刀法第4条第1項第2号の所持の許可を受けた者の譲渡に係る許可及び空包、銃用雷管及び黒色猟用火薬については前記の製造業者等の譲渡に係る許可及び銃砲の使用目的以外の目的の譲渡等の許可は従来のとおり都道府県知事が行うものであるから留意すること。

なお、譲受、消費の場合についても同様である。

- (2) 「譲渡」とは、所有権の移転であって有償であると無償であるとを問わない。
- (3) 法第17条第2項の規定に該当するか否かの調査については、該当する場合は、銃砲所持の欠格事由にも該当する場合があるので慎重に行うこと。

11 第11条関係（譲受け許可申請の取扱い）

猟銃用火薬類の譲受け許可申請を受理した場合の取扱い手続きを規定したものである。

- (1) 許可対象は前条と同様である。
- (2) 猟銃用火薬類等の譲受け許可申請は、申請人本人が行うものとする。ただし、本人に特別な事情があり、やむをえない場合に限り代理申請を認めるが、代理申請の場合、申請者との関係、やむをえない理由等を調査し、業者が一手に代理申請をする等のことがないよう慎重に行うこと。
- (3) 銃砲の所持許可証、登録証及び狩猟免状、鳥獣捕獲許可証等を提示しない者に対しては許可しないこと。
- (4) 申請の猟銃用火薬類等の保管場所及び保管方法が適当であるかどうかの調査については、通商産業省令で定める火薬庫外貯蔵の基準に準じ行われるか質問する等して確認し、事故防止について十分行政指導をすること。
- (5) 譲受け火薬類の種類、数量は目的に照して妥当であるかの調査については、必要以上の火薬類を譲受けることのないように留意すること。

12 第12条関係（許可証の交付）

譲渡又は譲受け許可証を交付する場合に必要な手続書類の作成及び記載方法を明

らかにしたものである。

- (1) 許可の有効期間は1年以内であるが、その内容、期間の必要性を検討し、6ヶ月以下でよいと認められるものについては6ヶ月以下にするよう行政指導すること。
- (2) 火薬庫外貯蔵庫をこえる数量の譲受け許可をする場合は、一時に譲り受けることをさけ、分割譲受けをするよう許可条件を付し、その旨当該許可証の下部欄外に朱書すること。

13 第13条関係（許可証の書換申請の取扱い）

譲渡許可証及び譲受許可証の記載事項に変更が生じた場合に、許可証の交付を受けている者から許可証の書換申請を受理したときの取扱いを規定したもので許可証の記載事項中、住所、職業、氏名を除く譲渡譲受の火薬類の種類、数量、名称、目的、有効期間、譲渡の相手方の変更は記載事項の変更ではなく、新たな許可を要するので誤りのないようにすること。

14 第14条関係（許可証の再交付申請の取扱い）

許可証の交付を受けていた者が許可証を亡失、盗難、滅失し再交付申請をしてきた場合の取扱い手続きを規定したものである。

15 第15条関係（許可証の継続記載欄の追加）

譲渡（受）許可証の裏面の記載欄の余白がなくなった旨の届出を受けた場合の取扱いを規定したもので、この場合許可証はそのままとし、裏面記載欄のみ追加すること。

16 第16条関係（返納許可証の取扱い）

許可を受けた者が、許可証を返納した場合の取扱いを規定したものである。

17 第17条関係（消費許可申請の取扱い及び許可書の交付）

猟銃用火薬類等の消費許可の申請があった場合の取扱い手続きと許可書を交付する場合に必要な手続きや書類の作成及び記載方法を明らかにしたものである。

- (1) 「消費」とは、火薬類の爆発又は燃焼をいうのであって、その爆発又は燃焼の効力を有効に利用すると否とを問わず、また廃棄は含まないので誤りのないようにすること。
- (2) 消費許可の申請に際して銃砲の所持許可証等を提示しないものに対しては許可をしないこと。
- (3) 消費許可申請を受理するのは、消費地を管轄する警察署長であって、譲渡、譲受け許可申請については、住所地を管轄する警察署長となっているので誤りのないようにすること。

(4) 実包又は無煙火薬を銃砲を使用しない理化学上の実験用のため消費する場合は、公安委員会の許可となっているので注意すること。

(5) 申請者に対し許可を必要としない数量をこえて消費する理由を聴取し、理由の不明確なものについては許可をしないこと。

18 第18条関係（消費許可書記載事項変更届の取扱い）

消費許可書の記載事項に変更が生じ、許可書の交付を受けている者から記載事項変更届を受理したときの取扱いを規定したものである。

火薬類の種類、数量、消費の目的、場所、期日（期間）及び危険予防の方法等の変更は消費許可書の変更ではなく、新たな消費許可を要するので注意すること。

19 第19条関係（許可証の亡失等の届出の取扱い）

許可証等が盗難、亡失した場合の取扱いを規定したものであるが、特に火薬類の許可証については、その性質上、不正に使用される場合が多いので、早期発見に努めるとともに必要な手配をしなければならない。ここにいう必要な手配とは、当該許可証の手配が、本県内のみでよいと認められるものにあつては、その署で、他の府県にまで必要とする場合には、生活安全企画課を通じて行うことをいうのである。

なお、許可台帳への記載については、下部余白に朱書しておくこと。

20 第23条関係（緊急措置）

法第45条の規定に基づき、火薬類の運搬について公安委員会の緊急措置を必要とする場合は、公安委員会の行う事務の署長代行は認められないので、速やかに報告すること。ただし、警察官職務執行法第4条に該当する場合は、これに基づいて措置しなければならない。

21 第24条関係（事故発生時の措置）

法第39条第2項の危険時の届出を受けたとき、及び法第46条の事故発生届出を受けたときは、法第52条第5項の規定によりその旨知事に通報しなければならないことになっているが、この通報は署長の報告に基づいて生活安全企画課長が行うから、改めて知事に通報を要しない。

22 第25条関係（署長に対する通知）

火薬類取締法施行令（以下「令」という。）第5条の規定により知事から公安委員会あての通知があつた場合生活安全企画課長から署長あて通知する旨規定したものである。

23 第26条関係（意見聴取に対する調査）

火薬類の譲渡、譲受け及び消費許可について法第52条及び令第4条の規定に基づき、知事から公安委員会に対し、意見を求められた場合は、所轄警察署における調

査が必要であるので、調査を命ぜられたときは、速やかに処理するよう配慮することが必要である。

24 第27条関係（措置の要請）

火薬類の取扱いに関し、公安委員会が知事に対し必要な措置を要請することについては、署長の代行は認められないので、該当事案を認めたときは、速やかに上申すること。

なお、令第6条により措置要請できる事項は、次のとおりである。

- (1) 製造又は販売の許可の取消（法第8条）
- (2) 製造について技術上の基準適合命令（法第9条第3項）
- (3) 貯蔵について技術上の基準適合命令（法第11条第3項）
- (4) 火薬庫の設備について技術上の基準適合命令（法第14条第2項）
- (5) 譲渡（譲受）の許可後における取消（公安委員会の許可を除く。）（法第17条第3項）
- (6) 消費許可後における取消（公安委員会の許可を除く。）（法第25条第3項）
- (7) 製造所における危害予防規程の変更命令（法第28条第3項）
- (8) 製造業者、販売業者の許可の取消又は事業の停止（法第44条）
- (9) 運搬以外の事項についての緊急措置（法第45条）

25 第28条関係（検挙報告）

火薬類に関する法令違反者に対しては、銃砲所持許可の取消、事後の許可又は行政監督上知事部局の主管課に連絡する必要がある場合もあるもので、速やかに所定の様式で報告すること。

26 第29条関係（事務取扱状況の報告）

月報報告に関する規定である。

27 第30条関係（備付簿冊）

火薬類に関する関係事務について必要と認める簿冊について規定したものである。

なお、消費現場台帳も必要であるが、事務の簡素化を図るため、訓令第25条により生活安全企画課長から送付される消費許可についての通報（知事から公安委員会あての通報の写）を編てつし、これに代えることにしたから、この通報書を市町村別、許可年月日別又は工事別その他その署の便宜に応じた方法に編てつし、消費状況についても把握すること。

28 手数料関係

- (1) 奈良県警察手数料条例（平成12年3月奈良県条例第45号）第7条により手数料を徴収するときは、収入証紙により納付させ、申請書又は届書の表面余白にちょ

う付すること。

- (2) 証明書又は許可証の再交付申請及び記載事項の変更の場合で、新用紙の証明書又は許可証を交付しても手数料は徴収できない。消費許可の場合でも手数料は徴収できない。
- (3) 2台以上の車両が連行して運搬する場合は、車両間の距離及び交通事情等により、証明書を数枚発行してもさしつかえない。しかし、この場合においても手数料は、運搬1件分を徴収すること。

第3 関係通達の整理

- 1 昭和36年4月28日奈刑防発第1774号「火薬類取締法令に関する事務取扱規程の制定について」の例規通達は廃止する。